Ⅲ6 容器包装リサイクル法に基づく分別収集実績

(1) 令和3年度容器包装リサイクル法に基づく分別収集実績

容器包装廃棄物の減量化やリサイクルを推進するため、平成7年6月に「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(以下、「容器包装リサイクル法」という。)が成立し、市町村等では「市町村分別収集計画」を策定し、平成9年度から計画的な分別収集が行われている。県では、これら市町村等の分別収集計画を取りまとめた「千葉県分別収集促進計画」を策定し、容器包装廃棄物の分別収集状況等を把握している。令和3年度における実施状況をみると、前年度と比較して全品目について、概ね横ばいで推移している。紙製容器包装については、12市町村の実施にとどまり、分別収集があまり進んでいない状況にある。

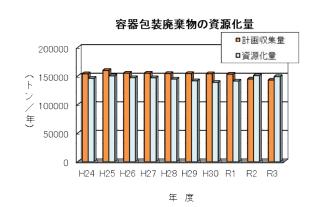
令和3年度容器包装リサイクル法に基づく分別収集実績※

品目		計画量 (t) (A)	収集量 (t) (B)	収集率 (%) (B/A)	再商品化量 (t) (C)	再商品化率 (%) (C/B)	計画 市町村数	実施 市町村数
器ラ	無色	15, 146	21, 508	142.0	13, 215	61. 4	52	50
	茶色	10, 226	9, 059	88.6	8, 721	96. 3	52	50
	その他	11, 008	11, 948	108.5	11, 802	98.8	54	53
	ペットボトル	16, 923	19, 167	113. 3	18, 427	96. 1	54	54
	紙製容器包装	2, 353	544	23. 1	497	91.4	18	12
プラスチック製容器包装 (白色トレイ含む)		25, 591	30, 730	120. 1	25, 939	84.4	33	25
	鋼製容器包装	7, 790	7, 530	96.7	7, 488	99.4	54	52
アルミニウム製容器包装		9, 490	10, 321	108.8	10, 265	99.5	54	52
飲	《料用紙製容器包装	590	479	81. 2	479	100.0	46	41
	段ボール	44, 072	52, 437	119. 0	52, 361	99. 9	54	54
	全品目	143, 189	163, 722	114. 3	149, 194	91. 1		

[※] 四捨五入の関係で合計値が合わない場合がある。

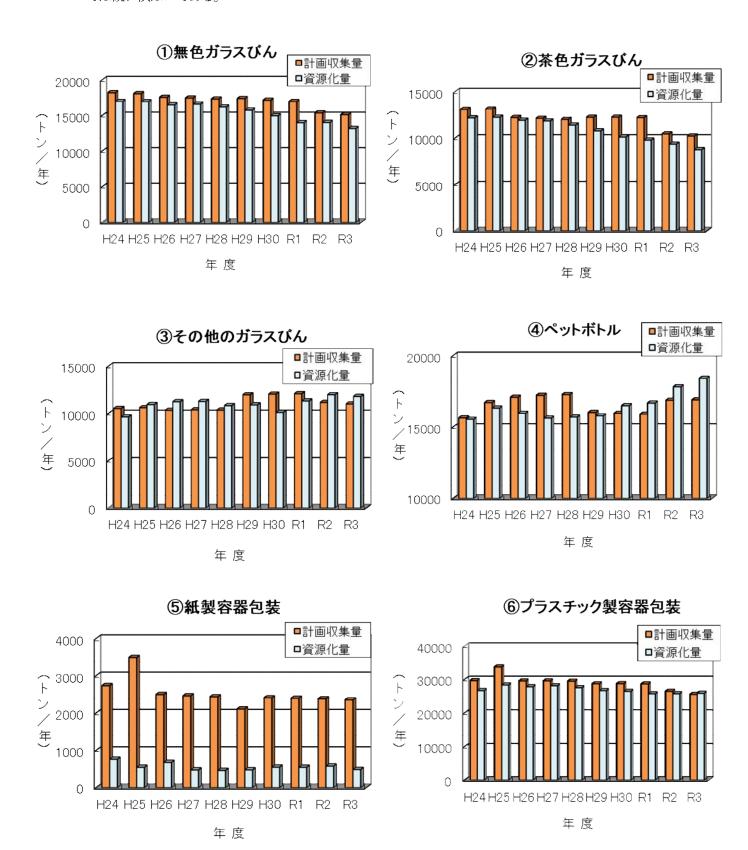
(2) 計画収集量及び再商品化量の経年変化

容器包装リサイクル法の分別収集対象品目は、平成9年度に分別収集が開始された時点では、無色ガラス、茶色ガラス、その他のガラス、ペットボトル、鋼製容器包装、アルミニウム製容器包装、飲料用紙製容器包装の7品目であったが、平成12年度からは紙製容器包装、プラスチック製容器包装、段ボールの3品目が追加され、現在に至っている。



再商品化された容器包装廃棄物の総量は、近年では約15万トンと横ばいで推移している。

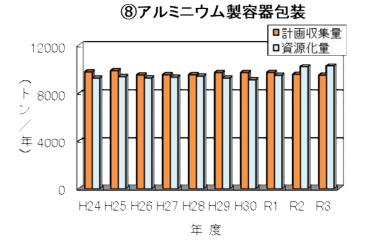
また、品目別の再商品化(資源化)量状況をみると、飲料用として広く利用されていた鋼(スチール)製容器包装、及びガラスびん(無色・茶色)が減少傾向にある一方、ペットボトルが増加傾向であり、他の品目については概ね横ばいである。



7 鋼製容器包装 15000 (ト 10000 年 5000

0

H24H25H26H27H28H29H30R1R2R3 年度



⑨飲料用紙製容器包装

